

平成29年度履行状況調査（グループB）の調査結果

平成30年3月13日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

2. 調査対象・内容等

[調査対象]

- 体制整備等自己評価チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）から体制整備状況を分析し抽出した機関（57機関・別紙1）

[調査内容]

- 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、チェックリストのチェック項目に係る機関の自己評価に基づき把握した。

チェックリストのチェック項目（例）

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

[調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。
- 機関に対し、自主的な取組を促すよう必要に応じ助言を行うとともに、所定の時期にチェックリストの提出を求め、当該チェックリストに基づき、「書面調査」を実施した。

3. 調査経過

平成29年 3月27日	有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定
3月29日	調査対象機関に対して通知文書を発出
6月15日	調査対象機関がチェックリストを提出
6月16日～	書面調査
9月12日	有識者会議 履行状況調査の調査経過を報告
9月13日～	書面調査
平成30年 3月13日	有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

4. 調査結果

- 全ての機関（57機関）から、ガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制を整備したとの報告があった。
- 調査の過程では、ガイドラインの要請事項である①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続き等の規程整備、③特殊な役務に関する検収の実施、④換金性の高い物品の管理体制の整備などについて、必要に応じ機関に助言を行いつつ、体制整備を促した。
- 本調査結果において、全ての機関が管理・監査体制を整備し、体制整備・運用に係る改善事項がないことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。

5. 今後の取組

- 平成30年度についても、チェックリストから対象機関を抽出し、履行状況調査(グループB)を実施する。
- 今回の対象機関（57機関）においては、今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。